租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政 策の名称	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(地域森林計画の対象とされた土地を譲渡した場合、又は、都道府県知事のあっせんにより、林業経営改善計画の認定を受けた者に林地を譲渡した場合)				
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目					
	② 上記以外の	(法人事業税、法人住民税:義(自動連動))(地方税) (所得税:外)(国税)				
	税目	(付民税:外(自動連動)) (地方税)				
3	 内容	《制度の概要》				
		森林組合等に委託して、森林法の規定による地域森林計画の				
		対象とされた個人の有する土地を譲渡した場合、又は、森林経				
		営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置				
		法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の規定に				
		格法人の有する林地を譲渡した場合には、その譲渡益の額のう				
		ち年800万円を限度として損金算入できる。				
		// BB / T / A - T \\				
		《関係条項》 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 34 条の 3 、第 65				
		条の5、第68条の76				
4	担当部局	林野庁林政部経営課				
5	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和3年6月~8月				
	象期間	分析対象期間:平成 27 年~令和 2 年				
6	創設年度及び改正経緯	昭和 50 年度:創設				
		平成 13 年度:都道府県知事のあっせんによる場合を追加 				
7	適用期間	恒久措置				
8	必要性 ① 政策目的及 等 びその根拠					
		《政策目的の根拠》 〇森林・林業基本計画(令和3年6月閣議決定) 「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」の「担い手と なる林業経営体の育成」の「経営基盤及び経営力の強化」にお いて、上記の政策目的の達成に向け、「林業経営基盤の強化等 のため、金融・税制上の措置等を活用していく」とされてい る。				

② 政策体系に おける政策 目的の位置

付け

〔大目標〕

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の 増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定 向上と国民経済の健全な発展を図る。

〔中目標〕

5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的 かつ健全な発展

[政策分野]

② 林業の持続的かつ健全な発展

③ 達成目標及 びその実現 による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

本措置においては、効率的かつ安定的な林業経営体が森林を 長期間経営し得る権利を取得する方法の1つとして林地を取得 し、林地の利用集積を促進することを目標とする。

【政策評価指標:私有人工林における集積・集約化の目標(私有人工林の5割)に対する達成割合】

単位:%

	平成	令和	令和	令和	令和
	27 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	(実績)	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
目標値	71	76	78	79	81

	令和	令和	令和	令和
	5 年度	6 年度	7年度	10 年度
	(目標)	(目標)	(目標)	(目標)
目標値	84	86	89	100

- ※ 農林水産省政策評価資料より
- ※ 平成 27 年度の値を基準値とし、令和元年度以降目標値を設定。 このため、平成 28 年度~平成 30 年度の値はない。

上記政策評価指標の達成に向けては、森林経営計画の作成の 促進と、平成31年4月から始まった森林経営管理制度等も活用 し、取組を進めていくこととしている。

このため、本措置による達成目標を、森林経営計画策定の前提となる林地の集積とし、具体的には、別添1のとおり、100ha以上の山林を保有する林家の総保有山林面積の増加に対する、本税制による林地譲渡面積を指標とし、一定程度の割合を占めることを目標とする。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄 与》

本特例措置を通じて林業経営体が林地の取得をすることは、 森林を長期間経営し得る権利等の取得につながるものである。 これにより、相当程度の事業量の確保や人材や機械等への計画 的な投資を行える環境につなげ、効率的かつ安定的な林業経営

			が林業生産の相当部分を担う林業構造の確立に寄与する。							
9	有効性	①適用数	谚	5田数及7	水滴田而精	は次のとお	: II			
	· 等			2/1130/201	の一種の	1690000	J 7 °	単位	:件、ha	
	,				平成	平成	平成	令和	令和	
]		28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度	
					(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	
	ļ		法	適用数	0	0	0	0	0	
			人	面積	_	_	_	_	_	
			個	適用数	62	100	93	97	109	
			人	面積	723	581	816	428	466	
			※ 林野庁経営課調べ(都道府県を通じての聞き取り)。							
			*					状況の透明化		
								結果では、2		
								本措置分の∂ 通じて聞き耳		
				を抽出した		ここから、	140担刑 示で)	囲して町です	X 9 を11 い	
			*		- •	税及び法人	住民税の適	用数は同一。		
	İ							12年度の刊	_	
								平成 27 年	度の平均)	
						口ている。		(度の平均)	I+ 570ha	
			_					- 反の一切/ 7 年度の平	-	
					ムの久候 、 、僅少では		Z 17% 2	7 17207 1	J) 02011u	
			:±	- 1 1 5 1 -	よる海田宝	<i>結けせい</i>	いまま	分散的な森	せの託友	
							n、小焼候/ (利用され ⁻		かいか 日	
		②適用額	遃	囲額は	次のとおり	。詳細につ	ついては別済	添2を参照	0	
								単	位:百万円	
					平成	平成	平成	令和	令和	
					28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度	
					(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	
				去人税	_	_	_	_	_	
				人事業税	_	_	_	_	_	
			法/	人住民税	_	_		_	_	
				听得税	98	126	172	99	83	
								聞き取り)。		
			※ 適用数については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する 法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外 の租税特別措置等の適用数が含まれており本措置分のみの適用数							
				の租税特別措直寺の週用数か含まれており本措直分のみの週用数 を抽出できなかったことから、都道府県を通じて聞き取りを行い						
				把握した						
								森林所有者	であるこ	
			とが	いり、特別	正の者に偏	ってはいた	だい。			

③減収額

減収額は次のとおり。詳細については別添2を参照。

単位:百万円

				4	- 四、日ハロ
	平成	平成	平成	令和	令和
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
法人税	_	_	_	_	_
法人事業税	_	_	_	-	-
法人住民税	-	-	-	ı	ı
所得税	15	19	26	15	12
個人住民税	1	2	3	1	1

- ※ 林野庁経営課調べ(都道府県を通じての聞き取り)。
- ※ 適用数については、租税特別措置の適用状況の透明化に関する 法律に基づく租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外 の租税特別措置等の適用数が含まれており本措置分のみの適用数 を抽出できなかったことから、都道府県を通じて聞き取りを行い 把握した。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

政策目的(私有人工林における集積・集約化の目標(私有人工林の5割)に対する達成割合)の達成状況は次のとおりであり、令和2年度は、指標の基準年度である平成27年度と比較して8%進展している。

単位:%

	平成 28 年度		
	~	令和元年度	令和2年度
	平成 30 年度		
目標値	- (%)	76	78
達成割合(実績)	- (%)	78	79 (速報値)

- ※ 農林水産省政策評価資料より
- ※ 平成 27 年度の値を基準値とし、令和元年度以降目標値を設定。 このため、平成 28 年度~平成 30 年度の値はない。

また、本措置の活用による集積の恩恵を受けることが想定される効率的かつ安定的な林業経営体への林地の集積の進捗状況は次のとおりであり、面積及び林家による保有山林面積に占める割合共に増加傾向にある。

単位:万 ha、%

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
林家保有山林面積 (100ha 以上)	77	84	108	116
林家保有山林面積 に占める割合	15	16	21	25

※ 農林業センサスより

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 達成目標に対する本措置の直接的効果は次のとおりであり、 数%の寄与率となっている。

単位:万ha、%

			单位:刀Ⅱa、%	
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
	~	~	~	
	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	
林家保有山林面積				
(100ha 以上) の	7	23	8	
増加面積				
本措置による譲渡面積	0. 27	0. 36	0. 38	
(5年間)	0. 27	0. 30	0. 30	
林家保有山林面積				
(100ha 以上) の	4	2	5	
増加面積に対する	4	2	3	
本措置の割合				

※ 農林業センサス、林野庁経営課調べ(都道府県を通じての聞き 取り)より。

⑤ 税収減を是 認する理由 生

本措置により林地の譲渡を行った場合、当該林地は森林経営 計画の対象となり、適切な森林施業が行われることとなること から、これに伴い、雇用が創出されるとともに、木材の販売が 行われることとなる。

このような考え方に基づき本措置による税収の増額を試算したところ、本措置による減収額を上回っており、本措置は税収減を是認する効果がある。

〔租税特別措置に係る効果〕

単位:百万円

	平成	令和	令和
	30 年度	元年度	2 年度
所得税減収額	26	15	12
個人住民税減収額	3	1	1
減収額計	29	16	13
税収の増額	65	40	45

※ 算定根拠は別添2、別添3参照。

10 相当性

① 租税特別措 置等による べき妥当性 等

本措置は、林地保有の合理化により効率的かつ安定的な森林 経営の育成という政策目的を実現するための、森林組合や都道 府県知事のあっせんにより行われる土地の売買について、その 公益性に鑑み譲渡所得の負担を軽減するものであり、単なる私 人間の売買とは異なり、公益上の要請に基づき売買が行われる ものであることから、これに対する税負担について税法上一定 の配慮を行うことが適切である。

また、公益性の高い売買を円滑に進めるためには、これに伴 う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であ り、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグ

			なく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切である。
		② 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	本措置は林地の利用集積の促進により林業の持続的な発展に 寄与するものであり、林業は就業機会の創出や定住促進等を通 じて、地方の経済社会の維持・発展に寄与する重要な産業であ ることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは相当であ る。
11	有識者の	見解	-
12	12 評価結果の反映の方向性		本措置は、林地の集積に一定程度寄与しており、林業の持続的かつ健全な発展に必要な優遇措置であると考えられることから、引き続き継続する。
13	前回の事情	前評価又は事後 施時期	平成 28 年 8 月

○「租税特別措置等により達成しようとする目標」についての考え方

1 本措置の活用による集積の恩恵を受けることが想定される効率的かつ安定的な林業経営体について

本措置を活用し、森林経営規模を拡大し、効率的かつ安定的な林業経営を目指す林業経営体は、現状において一定規模以上の森林を保有している林家の一部であると想定される。

具体的には、本税制の利用者は主に森林組合の組合員の森林所有者であることから、参考1(令和2年 11 月 16 日林政審議会資料抜粋)において、効率的かつ安定的な林業経営体の主体の分類のうち、林業専業型で森林を自ら所有し、労働力・機械を外部委託する経営体に近いと想定。更に参考2(同審議会資料抜粋)においては、これらの林業経営体の森林所有面積は 300ha と想定されており、これは 2015 年農林業センサスの100ha 以上の山林を所有する林家の平均山林所有面積となっている。

このことから、本措置の活用による集積の恩恵を受けることが想定される効率的かつ 安定的な林業経営体については、農林業センサスにおける 100ha 以上の山林を保有す る林家とする。

2 本措置の活用による集積の恩恵を受けることが想定される効率的かつ安定的な林業経営体の保有する山林面積について

農林業センサスによれば、2015 年、2020 年の5年間で、100ha 以上の山林を保有する 林家の保有山林面積は、約 108 万 ha から約 116 万 ha へと7万9千 ha 増加している。

3「2」と本措置により譲渡された森林面積との関係について

本措置により譲渡された林地面積の実績は、平成 27 年度から令和元年度の5年間で合計 3,804ha となっている。なお、この数値は森林組合の協力を得て調べたものであり、全ての譲渡面積を把握できているものではない。

(ha)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	5年間計
譲渡面積	1,256	723	581	816	428	3,804

これを「2」の7万9千 ha で除すと、約5%であり、本措置は効率的かつ安定的な林業経営体への林地の集積に関して一定程度の効果を発揮していると考えられる。

- 1. 所得税及び個人住民税
- (1) 減収推計額積算(令和2年度実績)
 - ·所得税(800 万円以上) ·····① (単位:百万円)

・所得税(800 万円未満)・・・・・② (単位:百万円)

- ※1については、都道府県の聞き取りにより把握
- ※2については、長期譲渡所得を適用
- ·所得税減税額 ·····③ (単位:百万円)
 - ①+②= 12 百万円
- ·個人住民税減税額 ·····④ (単位:百万円)
 - ③ × 10% = 1 百万円
- ○減税見込み額
 - ③+4= 13百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。

(2) 適用実績及び減収推計額

単位:件、百万円、ha

区分	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (実績)
適用件数	62	100	93	97	109
適用額	98	126	172	99	83
所得税減収額	15	19	26	15	12
個人住民税 減収額	1	2	3	1	1
減収額計	16	21	29	16	13
面積	723	581	816	428	466

注)森林組合等に聞き取り調査を実施し、回答を得られたものを集計している。回答のない場合もあり、すべての実績が網羅されているものではない。

2. 法人税

実績がない。

林地保有の合理化に伴い実施させる森林施業による効果(試算)

本措置により、林地譲渡を受けた者は、森林経営計画に基づき、最低でも 5 年間は森林施業を継続するものとして試算した。

【森林施業の実施に伴う雇用創出による税収】

<施業種毎の雇用創出の効果>

(主な前提条件)

作業員: 4人、伐期: 50 年、主伐: 生産量 315m³、生産性 7.14 m³/人日、 地拵え・植栽: 3千本植え/ha、裸苗、人力、下刈り: 5回実施、保育間伐: 1回実施、搬出間 伐: 生産量 60 m³、生産性 7.14 m³/人日、作業員賃金 16,000 円/人日 等 (詳細は参考3(令和2年 11 月林政審議会資料)の「現状」のとおり。)

参考3のバックデータから、作業日数は40日/haであり、作業員4人なので、1ha当たりの雇用 創出効果は、50年間で40日/ha×4人=160人日/ha

- <各年度の税収の見込み(所得税、税率 20%)>・・・・・(ア)
- 〇平成 30 年度
 - (816ha÷50年)×160人日/ha×16,000円/人日×20%×5年=41,779千円
- 〇令和元年度

(428ha÷50 年)×160 人日/ha×16,000 円/人日×20%×5 年=21,914 千円

〇令和2年度

(466ha÷50年)×160人日/ha×16,000円/人日×20%×5年=23,859 千円 各年度の実績を50年で割る理由は、森林施業の1サイクル=50年で割り、1年当たりの金額を求めたもの。

【森林施業の実施に伴う木材販売による税収】

<施業種毎の木材販売の効果>

(主な前提条件)

間伐による丸太収入: 490 千円/ha 主伐による丸太収入: 3,960 千円/ha 合計(間伐、主伐の計): 4,450 千円/ha

- <各年度の税収の見込み(消費税、税率 10%)>・・・・・(イ)
- 〇平成30年度

(816ha÷50年)×4,450千円/ha×8%×5年=29,050千円

〇令和元年度

(428ha÷50年)×4,450千円/ha×10%×5年=19,046千円

〇令和2年度

(466ha÷50年)×4,450千円/ha×10%×5年=20,737千円

【見込まれる税収増の合計】((ア)+(イ))

- 〇平成30年度
 - (29,050 千円+36,312 千円)=65,362 千円
- 〇令和元年度
 - (21,914 千円+19,046 千円)=40,960 千円
- 〇令和2年度
- (23,859 千円+20,737 千円)=44,596 千円

効率的かつ安定的な林業経営の主体

「効率的かつ安定的な林業経営の主体」の具体像を示すと、経営形態や労働力・機械の所有の有無等により、以下のとおり分類される。

	区分	経営形態 • 森林所有等	労働力・機械	経営体・事業体 イメージ	目指す姿	
					所得確保	持続性の確保
効率的かつ安定的な林業経営の主体	林業専業型 (法人・個人)	経営受託 森林経営計画と セットでの長期施 業受委託 経営管理実施権	自ら所有 ※組織化した 作業班を含む	森林組合·民間事業 体	他産業並みの従事者所得を確保	・経営・施業受託等の期間を長期間とすることで、経営の持続性を確保 ・所有者が再造林費を捻出できる水準の伐採 収入を得ることで、資源の持続性を確保
		自ら所有	自ら所有 ※組織化した 作業班を含む	大規模所有者· 専業 林家	他産業並みの従事者所得を確保、 経営者としての所有者所得を十 分に確保	・自ら所有すること、経営方針に応じて長伐 期など柔軟に伐期を選択すること等で、経 堂の持続性を確保
			外部委託	大規模所有者	経営者としての所有者所得を十 分に確保	・所有森林において、再造林を適切に行うこ とで、資源の持続性を確保
	林産複合型 (法人)	自ら所有	自ら所有 ※組織化した 作業班を含む	林地を取得して経営 する製材工場、原木 市場等	他産業並みの従事者所得を確保	・同上・原材料入手のみを目的とした林地取得、保 続を顧みない伐採は不適
自伐・自伐型 (個人・法人)		自ら所有等	専ら自家労働 等	自伐林家 自伐型林業事業者 (農家林家等(複合 経営))	農業等と複合的に所有者所得を 確保	・所有森林等において、適切に施業を行い持 続的に経営

[※] 自伐林家及び自伐型林業事業者は、「地域林業を効率的・安定的な林業経営の主体とともに、相補的に支える主体」として位置付け(自伐林家については、現行計画と同様)」

(参考) 森林を所有し、労働力・機械については外部委託している経営体 「近い将来」においての経営体モデル試算

- ・大規模所有者(300ha)で他の経営体に施業を委託するケースにおいては、年間2千㎡の素材生産量と6haの主伐・再造林に伴う各施業を試算すると黒字。
- 各施業は外部委託であり、作業員の雇用のための事業地確保は不要。

労働力·確保 経営体・事業体イメージ 経営形態・森林所有等 前提 ✓所有面積:300ha 条件 (100ha以上の山林を所有する林家の平均山林所有面積 農林業センサス2015より) 林業専業型 自ら所有 外部委託 大規模所有者 • 毎年同程度作業を実施することを想定(50年伐期)し、森林所有者は6haの各施業を (法人・個人) 林業経営体へ委託依頼。 委託先の林業経営体は近い将来の森林を所有していない森林組合や民間事業体 (P13参照)で想定 する生産性等を実現しているものと試算。 ■主伐 ■地拵え・植栽 ■下刈り ■搬出間伐 ■除伐 ■保育間伐 森林所有者は各施業を他の経営体へそれぞれ委託。 ・主伐、搬出間伐においては利益。 +丸太収入 2,711万円· ▶ ← 補助金 1,131万円 → ・植栽・地拵え、下刈り、除伐、保育間伐におい 試 収入 算 結 果 3, 842 ては経費等の支出。 424万円の黒字 各作業経費 3,400万円 経費 3.418 固定資産税(300ha分) 18 万円※ (万円) 0 500 1.000 1.500 2.000 2.500 3.000 3.500 4.000 4.500 5.000 施業地A (6ha) 施業地B(6ha) 施業地C(24ha) 施業地 D (6ha) 施業地E(6ha) 施業地 F (6ha) 主伐 植栽・地拵え 下刈り(4箇所) 除伐 保育間伐1回 搬出間伐1回 生産量:1.890m3 生産量:360m3 経費:853万円 経費:537万円 経費:124万円 経費:100万円 経費:1,484万円 経費:302万円

[※] 固定資産税は平成30年林業経営統計調査報告の1経営体当たりの林業経営費のうち、保有山林面積規模別100-500haの物件税・公課・諸負担の18万円を使用した。

注: 四捨五入により計は必ずしも一致しない

(参考)施業地レベル1haの試算

現 状

近 しり 将 来

※赤字は「現状」 との変更箇所

> 新 (1 林

※赤字は「近い 将来」との変更 筃所

基本情報

〇伐期:50年

〇作業員:4名

〇事務員:1名

〇作業員の賃金: 16,000円/人日

·林業の年間平均給与343万円 を210日で除した数字 社会保険料等を含む

✓ 生産量:315m3 生産性:

主伐

7. 14m3/人日 90万円 収支

経費 307万円 丸太収入 396万円



地拵え・植栽

✓ 3.000本植え/ha ✓ 裸苗、人力

✓ 獣害防護柵設置 収支 -66万円

180万円 補助金 114万円



下刈り

✓ 5回実施 ✓ 刈り払い機

■ 収支 -40万円

経費 101万円 補助金 61万円



除伐

✓ 2回実施 ✓ 刈り払い機

■ 収支 -15万円

37万円 補助金 22万円



保育間伐

✓ 1回実施 ✓ チェーンソー使用

■ 収支 -6万円

経費 15万円 補助金 9万円



搬出間伐

✓ 生産量: 60m3 ✓ 生産性:

4.17m3/人日

■ 収支 3万円 経費 91万円 補助金 45万円 丸太収入 49万円 計

収支 -34万円

> 730万円 経費 補助金 251万円 丸太収入 445万円

造林経費を捻出 できない。

今後、植栽を実 施しない恐れ。

〇伐期:50年

〇作業員:4名

〇事務員:1名

〇作業員の賃金: 18.000円/人日

公共工事設計労務単価の 普通作業員の賃金

社会保険料等を含む



✓ 生産量:315m³ ✓ 生産性:

収支

経費

11m³/人日

✓コンテナ苗 ✓ 獣害防護柵設置

148万円

248万円 丸太収入 396万円



✔伐採・造林一貫 作業システム √2,000本植え/ha

■ 収支 -50万円

経費 142万円 補助金 92万円



✓ 4回実施

✓ 刈り払い機

■ 収支 -35万円

90万円 補助金 55万円



✓ 1回実施

■ 収支 -8万円

補助金 13万円

21万円

経費

✓ 刈り払い機

伐採本数の減による 経費が減少

収支 -6万円

✓ 1回実施

✓ チェーンソー使用

経費 17万円 補助金 10万円



✓ 生産量: 60m3 ✓ 生産性:

8m3/人日

■ 収支 22万円 経費 56万円 補助金 23万円 丸太収入 55万円

収支

経費 573万円 補助金 192万円 丸太収入 452万円

71万円

生産性向上の取組

• 伐採造林一貫作業 などにより

【黒字に転換】

公共労務単価並み の賃金を達成した上 で、造林経費への経 費を捻出。

〇伐期:30年 〇作業員:2名

〇事務員:1名

〇作業員の賃金: 24.000円/人日

東京国税局管内の全作業 平均492万円を210日で除し た数字

社会保険料等を含む



自動化機械の導入に より生産性UP

✓ 生産量: 315m3 ✓ 生産性:

22m³/人日

■ 収支 152万円

> 経費 245万円 丸太収入 396万円



✓ 伐採・造林一貫 作業システム

✔ 1.500本植え/ha **✓** エリートツリー・ コンテナ苗

✓ 獣害防護柵設置 ■ 収支 -37万円

> 経費 100万円 補助金 64万円



✓ 1回実施

✓ 自動化機械

収支 -9万円

22万円 経費 補助金 13万円



✓ 1回実施 ✓ 刈り払い機

✓ 作業の効率化

収支 -6万円

14万円

8万円

経費

補助金



自動化機械の導入に より生産性UP

✓ 生産量: ✓ 生産性:

12m3/人日

■ 収支 13万円

経費 66万円 補助金 30万円 丸太収入 50万円 ■ 収支 113万円

448万円 補助金 114万円 丸太収入 446万円

自動化機械の導入 等による生産性の 向上などにより 【更なる黒字】

他産業並みの賃金 を達成した上で造林 経費を捻出。

回収期間が50年か ら30年と短くなる。